

青森県報

第四百五十七号

令和四年
五月十一日
(水曜日)

目次

規 則

○青森県営住宅規則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉政策課) ……一

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(障害福祉課) ……二

○道路の区域の変更……………(道路課) ……二

○道路の供用の開始……………(同) ……三

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(構造政策課) ……三

公 安 委 員 会

○警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施……………(生活保安課) ……六

○警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施……………(同) ……七

規 則

青森県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十一号

青森県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の第三第三項に次の一号を加える。

十一 現に同居し、又は同居しようとするパートナー(知事が別に定める要件に該当する者に限る。)がある者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

示

青森県告示第二百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 平川市社会福祉協議会	平川市柏木町 藤山一六の一	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 関通所介護事業所	平川市碓ヶ関 三笠山一二〇の一	令和 四・三・三

青森県告示第二百八十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会
	主たる事務所の所在地	平川市柏木町 藤山一六の一
居宅介護事業所	名称	社会福祉法人 平川市社会福祉協議会 関通所介護事業所
	所在地	平川市碓ヶ関 三笠山一二〇の 一
廃止年月日	令和 四・三・三	

青森県告示第二百八十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	南部病院
所在地	三戸郡南部町大字沖田面字千刈五二の二
認定の有効期限	令和七年四月三十日

青森県告示第二百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	スーパーストア調剤薬局
所在地	北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂一五四
指定期日	令和 四・四・一

青森県告示第二百八十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年六月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面の番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
-------	-------	-----	-------	--------	-------	-------	----

1	県 道	妙売市線	八戸市吹上一丁目四五の六から 八戸市吹上一丁目四五の六まで	後	前	面積(平方メートル)
				二七・七〇メートルまで	二六・四〇メートルから 二〇・三〇メートルまで	一一・六〇メートル 一一・六〇メートル

青森県告示第百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年六月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道妙売市線	八戸市吹上一丁目四五の六から 八戸市吹上一丁目四五の六まで	令和四・五・二

公 告

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。

令和四年五月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	田	八八九
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二	田	八、九三二
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平九	田	七四七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一〇	田	四、五六八
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一一	田	七、六九五
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一二	田	八〇二
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一三	田	一、三六九
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一四	田	二、三四二
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一五	畑	八、三五七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一七	畑	三、一六七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一九	畑	三、一四九
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二一	畑	三、五七七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三五	田	五、五七七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三五	田	三、四五三

三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三六	田	二、三七〇
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三七	田	一、七七七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平三八	田	二、四九八
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平五六	田	一、八二八
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一	田	一八、八〇五
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の二	田	二、五六〇
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の三	田	三、三〇五
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の四	田	六、七七二
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一	田	八三
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一	田	三三七
三戸郡三戸町大字貝守字老久保九の一	田	一、五〇七
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九六	畑	一、二九五
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九八	田	二、七〇三
三戸郡三戸町大字貝守字上杉平一二の九九	畑	一、二六五
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二〇の一	田	五、四九一
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平二一の一	田	二、三四四
三戸郡三戸町大字貝守字北太鼓森平三二の二	田	五二四

三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一	田	一、一七七
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保三	田	一、七六〇
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保四	田	三、〇九一
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保七	田	一、九八六
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保九	畑	三、一四三
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保一九	畑	三、一一三
三戸郡三戸町大字貝守字袖久保二〇	畑	四、二八〇
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三〇の一	畑	二、九九三
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三一の一	畑	一、六五三
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平五〇の一	畑	八、五三一

二 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平一	令和四年七月	年二〇	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平二	令和四年七月	年二〇	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字老久保平九	令和四年七月	年二〇	一〇円

三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三〇の一	令和四年七月	年二〇	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平三一の一	令和四年七月	年二〇	一〇円
三戸郡三戸町大字貝守字南太鼓森平五〇の一	令和四年七月	年二〇	一〇円

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和四年五月二十五日

2 提出先

青森県農林水産部構造政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (二) 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- (三) 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- (四) 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (五) 意見の趣旨及びその理由
- (六) その他参考となるべき事項

公安委員会

青森県公安委員会告示第六十号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

令和四年五月十一日

青森県公安委員会委員長 野呂知子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和四年六月二十七日（月）から同年七月四日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時五十五分まで（予定）

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）

四 受講定員

三十人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和四年五月三十日（月）から同年六月三日（金）までの間（予定）

(一) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第六十一号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

令和四年五月十一日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

一 講習の区分

法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

令和四年六月三十日（木）から同年七月四日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後四時まで（予定）

三 実施場所

青森市間屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館（予定）

四 受講定員

五人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、か

つ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

令和四年五月三十一日（火）から同年六月三日（金）までの間（予定）

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通及び既に交付を受けている警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料
受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習受講後、修了検査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

9 受講申込みに関する問合せ先
1 青森県警察本部生活安全全部生活保安課
電話〇一七―七二三―四二一一
2 青森県内の警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県 青森

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円